

# 年末年始の業務案内

施設名・電話番号	12月					1月					
	27日 (火)	28日 (水)	29日 (木)	30日 (金)	31日 (土)	1日 (祝)	2日 (振休)	3日 (火)	4日 (水)	5日 (木)	
幸手市役所 ☎(43) 1111			出生届や死亡届など急を要するものは日直室で受付								
天神の湯(ウェルス幸手内) ☎(42) 8435											
桜泉園 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226 年末年始は、ごみ量の増加が見込まれるため、ルートを変更して回収する場合があります。決められた集積所に午前8時30分までに出してください。	ごみ収集										
	し尿										
	直接持込										
中央公民館・東公民館・西公民館・南公民館・北公民館(各地区市民センター含む) 中央公民館☎(42) 5156・FAX(42) 5800											
図書館本館 ☎(42) 0169・FAX(44) 0536											
図書館香日向分館 ☎・FAX(42) 8877											
アスカル幸手 ☎(48) 0048・FAX(48) 2828											
ひばりヶ丘球場 ☎(48) 2250・FAX(48) 0865	12月19日から2月28日まで休場										
総合公園 ひばりヶ丘球場☎(48) 2250	陸上グラウンド (トラックのみ)										
	テニスコート	総合公園テニスコートおよび上吉羽公園テニスコートは、12月27日および1月3日は午後5時以降は使用できません(午前9時から午後5時までは使用可)。									
上吉羽中央公園テニスコート ひばりヶ丘球場☎(48) 2250											
神扇グラウンド ひばりヶ丘球場☎(48) 2250											
千塚西公園(テニスコート・球場) 指定管理者ユニシア☎(53) 5510・FAX(48) 5178	12月29日～1月3日の鍵の開閉および使用料の領収は、指定管理者ユニシアが行います。事前予約の上、直接現地へお越しください。										
神扇公園テニスコート ☎(48) 1169											
海洋センター ☎(48) 0220・FAX(48) 5178											
武道館 ☎・FAX(43) 0190											
市営釣場神扇池 ☎・FAX(48) 2604											
デマンド交通 市民協働課☎(43) 1111 内線 173	1月5日～11日の予約については、4日から受け付けます。										
コミュニティセンター ☎(43) 9390・FAX(43) 9391											
勤労福祉会館 ☎・FAX(43) 6455											
児童館 ☎・FAX(43) 5521											
老人福祉センター ☎・FAX(47) 1126											
東地域包括支援センター ☎(53) 6151											
西地域包括支援センター ☎(40) 3443											
メモリアルトネ ☎(65) 8234											
水道のトラブル	緊急の水道トラブルについては、市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。修理費用は自己負担になります。 ※市指定給水工事業者については、市ホームページ( <a href="http://www.city.satte.lg.jp/index.htm">http://www.city.satte.lg.jp/index.htm</a> )を参照、または、お問い合わせください。										
水道管理課☎(48) 0050・FAX(48) 0120											

※1月4日(水)以降は通常業務になります。

= お休み(上記以外の施設については市役所と同じ)

平成 29 年  
4 月 1 日から

# 違反対象物の公表制度が始まります

埼玉東部消防組合では、火災予防条例の一部を改正し、違反対象物の公表制度を開始します。

この制度は、建物の利用者が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署が保有する建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)を組合ホームページ(<http://saitamatobu-119.jp/>)で公表するものです。

問合せ 埼玉東部消防組合消防局予防課 ☎(21) 1014・FAX(21) 1028



## 立入検査となる法令違反

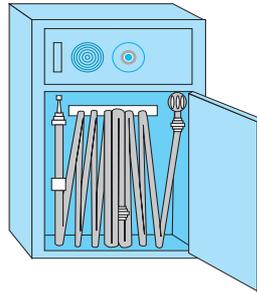
消防職員による立入検査において、建物に義務付けられた右の3設備について未設置違反の場合、公表の対象となります。

立入検査結果通知書の交付から14日経過しても是正がされない場合、組合ホームページで公表します。

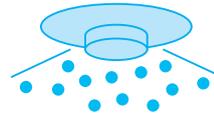
※立入検査とは、建物の構造や設備が消防法令に適合しているか定期的に検査を実施し、違反があれば立入検査結果通知書を交付し、是正を求めるものです。

## 立入検査で確認する消防用設備

①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備



## 対象となる建物

飲食店、物品販売店、旅館など不特定の人が入りする建物や、病院・社会福祉施設など一人で避難することが難しい人が利用する建物です。

## 公表する内容

- ▶建物の名称
- ▶建物の所在地
- ▶法令違反の内容



## 広域農道工事に伴う通行規制のお知らせ

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



つぎのとおり、工事に伴う通行規制を行います。

工事期間中は、春日部方面へは国道4号バイパス、杉戸方面へは県道並塚幸手線などをご利用ください。

### 【①広域農道舗装工事に伴う交通規制】

期間 全面通行止め  
12月上旬～下旬(予定)  
※進捗状況により、期間が延びる場合があります。

問合せ 道路河川課  
☎(43)1111 内線 554  
FAX(42)9115

### 【②鹿島橋耐震補強等工事に伴う交通規制】

期間 全面通行止め 平成29年2月下旬まで(予定)  
※広報さつて10月号で「12月下旬まで」とお知らせしましたが、期間が延長となりました。

問合せ 県春日部農林振興センター ☎048(737)2112

